

## 第2部 災害予防

### 第1章 災害に強い施設等の整備

風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各防災事業を推進し、被害を未然に防止し、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。

本章では、このような災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

#### 1. 土砂災害等の防止対策の推進

県は、県土の地形・地質条件から、土石流、地すべり、急傾斜地崩壊、斜面崩壊等の風水害による土砂災害、山地災害、農地災害等の被害が予想されることから、このような災害を防止するため、従来より推進されている各種防災事業を継続し、風水害に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、平成13年4月施行）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。

#### (1) 土砂災害の防止対策

##### ア 土砂災害防止事業の推進

広範囲をシラス土壌で覆われている上、台風、豪雨の発生する頻度が高く、土石流、がけ崩れ、地すべり等による土砂災害を受けやすい。

平成5年（1993年）8月の鹿児島豪雨では、集中豪雨のため地盤がゆるんだ多数の斜面で崩壊が生じ、これを直接的な要因とする人的被害が発生したほか道路交通の不通箇所も多数生じた。

町は、県の定める対策のもと、各種法令等に基づく災害危険箇所の調査結果を踏まえて指定された危険区域に対し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

##### (ア) 山地災害危険地区等

県は、山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある区域を調査して山地災害危険地区を把握する。

また、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と山地災害危険地区に係る情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努める。

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。

町は、山地災害危険地区等の巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

##### (イ) 砂防法に基づく砂防指定地

土石流の発生が予想される危険な溪流等を調査・把握し、そのうち、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止、制限すべき土地を国土交通大臣が砂防指定地として指定する。

県は、土石流発生のおそれがある危険な溪流について、環境に配慮しつつ、危険度、緊急度の高い土砂災害警戒区域等（土石流）から逐次事業を行い、施設の整備を進める。

また、砂防指定地に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し、治水上砂防の観点から有害行為を制限するとともに、定期的に監視業務を行い、災害の未然防止を図る。

町は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

#### (ウ) 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

地すべりの発生が予想される危険な箇所を把握・調査し、そのうち、地すべり区域（地すべりを起こしている区域又は地すべりを起こすおそれの極めて大きい区域をいう。以下同じ）及びこれに隣接する地域のうち、地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し又は助長し若しくは誘発する恐れのある極めて大きい地域を主務大臣が地すべり防止区域として指定する。

県は、地すべりのおそれがある危険な箇所の地すべり状況の観測と現地調査を行い、地すべりの危険度、緊急度の高い土砂災害警戒区域等（地すべり）から逐次事業を行い、施設の整備を進める。

また、地すべり防止区域に標識板等を設置して地域住民等に周知徹底し、地すべり防止の観点から有害行為を制限するとともに、定期的に監視業務を行い災害の未然防止を図る。

町は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

#### (エ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく、急傾斜地崩壊危険区域

県は、がけ崩れの発生が予想される危険な箇所を把握・調査し、崩壊の恐れのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の住居者、その他の者に危害が生ずるおそれがあるもの及びこれに隣接する土地のうち、崩壊の助長又は誘発を防止するため、行為の制限を必要とする区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

また、貴重な緑の空間としての環境に配慮しつつ、危険度、緊急度の高い土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）から逐次事業を行い、施設の整備を進めるとともに、急傾斜地崩壊危険区域に標識板等を設置して、地域住民等に周知徹底し、水の放流、のり切、掘削、立木竹の伐採等急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれがある行為を制限するとともに、監視業務を行い、災害の未然防止を図る。

町は、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

#### (オ) 建築基準法に基づく災害危険区域

県及び町は、建築基準法に基づく災害危険区域を指定し、その区域内における建築に関する制限について条例で定める。

県は、急傾斜地崩壊危険区域又は、津波、高潮、出水もしくは地すべりによる危険の著しい区域では、住家等の建築を制限するとともに、がけ地に近接する既存の不適格住宅の移転を促進するため、がけ地近接等危険住宅移転事業を行う。

(カ) 主要交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定して、所管の地域振興局等において標示を行うとともに職員が定期的に防災パトロールを実施して、道路の実態、迂回路の把握に努める。

また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止の措置を行い、被害の未然防止に努める。

(キ) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

a 土砂災害警戒区域の指定

県は、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、その結果を市町村長に通知するとともに公表し、市町村長の意見を聴いた上で、区域の指定を行う。

町は、土砂災害防止法第8条に基づき、地域防災計画において各区域毎に警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

b 土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害により建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、住民の安全を確保する取組を行うため、地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、市町村長の意見を聴いた上で、区域の指定を行う。

特別警戒区域内では、住宅宅地分譲や老人ホーム、病院等の要配慮者施設を建築するための開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法による建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、知事による移転等の勧告が可能となる。

(ク) 盛土規制法に基づく規制区域等

盛土等による災害から住民の生命・財産を守るため盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域として指定し、規制区域内で行われる盛土等に許可を要するなどの規制を行う。

また、規制区域内における既存盛土等に関する調査を実施し、不法・危険盛土等に対して是正措置の命令等を行う。

a 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定

県は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域の地形や地質、土地の利用状況などについて基礎調査を行い、その結果を公表し、必要な手続きを経た上で、区域の指定を行う。

b 行為規制等

県は、宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内では、土地（森林・農地を含む。）を造成するための盛土・切土、土捨て行為や一時的な堆積などの行為を許可の対象とするほか、不法・危険盛土等に対して是正措置の命令等を行う。

(ケ) その他の災害危険箇所

町は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

**イ 砂防関係施設の災害防止**

砂防関係施設（砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設）の機能を確保するため、砂防関係施設管理者及び住民等受益者は、日常の巡視や点検を行い、適切な維持管理に努め、砂防関係施設管理者は必要に応じて、老朽化対策を推進する。

**ウ 災害危険箇所等の調査の結果の周知**

(ア) 災害危険箇所の点検体制の確立

町は、始良・伊佐地域振興局、消防機関、警察等関係防災機関等の協力のもとに災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施にあたっては、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや住民の参加を得て行うよう努める。

住民は、住民自身による災害危険箇所の把握に努め、日ごろから地域ぐるみで自分たちが居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見したときは、速やかに町（総務課又は建設課等）に通報する。

(イ) 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

町は、災害危険箇所の内容を住民が十分認識するように国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民への周知に努める。

(ウ) 災害危険箇所に係る避難場所等防災情報の周知・徹底

町は、災害危険箇所に係る避難場所、避難所、避難路及び避難方法を次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

- a 災害危険箇所、避難場所、避難所、避難路及び避難方法を地域防災計画に明示・位置付ける。
- b 災害危険箇所の他、避難場所、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）を作成・掲示・配布する。
- c 広報誌、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会、公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図る。

**エ 災害危険箇所等の警戒避難体制の整備**

(ア) 災害危険箇所の警戒体制の確立

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、早めに避難できるように心がける。

町は、気象予警報等が出された場合、災害危険箇所のある地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

(イ) 避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

町は、人家等に被害を与えるおそれがある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法等を定めた避難計画を作成する。

また、必要により地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておく。

(ウ) 避難計画の整備

町は、特に、災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の住民を対象に避難計画を作成するものとする。避難計画には、下記の内容を含めて作成する。

a 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況を把握する。

b 住民への情報伝達方法の整備

防災行政無線のほか、有線放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法を整備する。

c 避難場所、避難所及び避難路の指定

災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して、災害後、被災者を一時的に滞在させるため公共施設等を指定避難所として指定する。

避難路については、途中にがけ崩れや浸水等の影響がない安全な経路を複数定める。また、指定緊急避難場所や指定避難所での住民の世話人の配備等の措置を講じる。

d 避難誘導員等の指定

避難する際の消防団員や青年団、自主防災組織のリーダー等誘導員を定め特に、地域の独居の高齢者等の要配慮者については、誘導担当者をおくなどの措置を講じる。

e 避難指示等の基準の設定

防災気象情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。

また、必要に応じて見直すよう努める。

f ハザードマップ等の作成

町は、土砂災害等に関する情報の伝達方法・避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(エ) 住民の自主的避難の指導

町は、土砂災害が発生した時の住民の自主的避難について、広報誌をはじめあらゆる機会を通じて指導するとともに、雨量等の情報をできる限り住民に提供するよう努める。避難対象地区の住民避難は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等により地域ぐるみで、早めに行うよう努める。

また、町及び各防災機関は、平素から協力して積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

(オ) 避難訓練

町及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、適宜、斜面災害を想定した避難訓練を実施するよう努める。

## (2) 農地災害等の防止対策

シラス等の特殊土壌が広く分布し、台風や集中豪雨により農地の表土流出や斜面崩壊等の災害が多発し、農地・農業用施設、人家等に被害が及んでいる。これらの被害を防止、軽減するために、排水路、農業用ため池、排水機場等の農地防災・保全施設の整備を行い農村地域の災害発生防止に努める。

特に、豪雨等により決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため、防災重点農業用ため池（吉松地域7箇所、栗野地域4箇所）については、関係法令に基づいて計画的かつ重点的な整備に努める。

町は、ダムや防災重点農業用ため池が万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど減災対策にも努める。

## 2. 河川災害の防止対策の推進

台風常襲地帯、多雨地帯、特殊土壌地帯という気象・地理的に厳しい自然条件のもとにおかれ、洪水の被害を受けやすい特質があるため、河川災害に対する防止対策を講じておく必要がある。

町には、1級河川である川内川が貫流し、流域周辺及び支流周辺においても、過去大きな災害が複数回発生している。

このため、河川管理者等が行う河川堤防等の整備事業に連携した災害防止対策を推進する必要がある。

### (1) 河川等重要水防箇所等の把握、周知

町は、県において把握している河川等の重要水防箇所及び水防箇所に基づき、住民への周知に努めるとともに、町独自に河川災害の危険性等に関する以下の事項を把握し、その結果を必要に応じて住民等に周知する。

また、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される災害の危険を住民等に周知する。

- ・ 河川の形状、地盤高に応じた浸水危険性の把握
- ・ 避難路上の障害物などの把握
- ・ 指定避難所等の配置状況・堅牢度等の把握
- ・ 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討

## (2) 重要水防箇所の巡視等

水防管理者は、異常降雨によって河川の水位が上昇している時又は指定河川について水防警報が発せられた場合は、危険箇所内の堤防等の巡視を行うとともに、当該箇所ごとに監視のための水防団員（消防団員）を配置する。

通報その他、災害予防上必要な事項は、水防計画に定めるところによる。

## (3) 特別警戒水位の設定

国土交通大臣及び県知事は、洪水により重大又は相当な被害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（以下、「水位周知河川」という。）において、水防法第12条第2項に規定する警戒水位を超える水位であつて、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位として洪水特別警戒水位（水防法第13条）を定め、この水位に達したときは、水防管理者に通知する。町における水位周知河川（川内川（国土交通大臣指定河川））の特別警戒水位（＝避難判断水位）は、以下のとおり。

観測所	観測種別	川内川河川水位 (m)				
		水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難 判断水位	氾濫 危険水位	氾濫する可能 性のある水位
吉松	テレメーター	4.60	5.50	—	—	8.30
栗野橋	テレメーター	3.80	4.40	<b>5.10</b>	5.80	7.15

## (4) 浸水被害軽減地区の指定等

水防管理者は、浸水想定区域（当該区域に隣接し又は近接する区域を含み、河川区域を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地等の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定する。

## (5) 地域の実行方針の推進

想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うため、水防法第15条の9又は第15条の10に基づき組織された大規模氾濫減災協議会の構成員として、地域の実行方針として取りまとめられた内容について取組を推進する。

町は、平成28年6月から川内川大規模氾濫減災協議会（旧川内川水防災意識社会再構築協議会）、令和2年7月には川内川流域治水協議会、令和3年6月からは川内川水系流域治水協議会（川内川流域治水プロジェクト）の構成員として、川内川水害に強い地域づくりを推進するためのハード・ソフト対策の推進に努めている。

## (6) 洪水浸水想定区域等を活用した水害リスク情報の周知等

河川管理者は、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、水防法に基づき全ての一級・二級河川において、洪水浸水想定区域を指定する。

また、河川管理者及び町長は、それぞれの立場において、各河川の浸水実績等を把握し、浸水深や発生頻度等を踏まえて水害リスクを評価するよう努めるものとする。町長は、洪水浸水想定区域や浸水実績等を踏まえ、防災活動や住民避難が円滑に行われるように避難場所や避難経路等の情報を記載したハザードマップの作成等を推進し、水害リスク情報として地域住民に周知する。

### 3. 防災構造化の推進

都市等の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す、防災まちづくりを推進する。

また、土地区画整理事業をはじめ、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することで、適正な土地利用を促し、風水害等に備えた安全な都市環境の整備を推進する。

この際、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策を定めた立地適正化計画の策定に努める。

#### (1) 防災的土地利用の推進

##### ア 土地区画整理事業の推進

近年、急激な都市への人口及び産業の集中により、都市の既成市街地の中には道路・公園等の都市基盤施設の整備が立ち遅れたり、公共施設が未整備なまま小規模な宅地開発などが行われてスプロール化が進行している箇所がある。

また、老朽化した建築物の多い木造密集市街地については、出火による被害が予想される。

町は、既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難等の機能を有する防災拠点施設との連携により、道路、公園等の都市基盤施設の整備を進める。また、新市街地において、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により、安全な市街地の形成を図る。

##### イ 新規開発に伴う指導・誘導

県及び町は、新規開発等の事業に際して、以下の各種法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に、低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

###### (ア) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の安全化

盛土規制法第10条及び第26条により、指定された宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内で行う宅地造成、特定盛土又は土石の堆積に関する工事等について、同法の規定に基づき指導、取締りを行い、災害の防止に努める。

###### (イ) 建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第39条により指定された災害危険区域については、建築を制限し災害防止に努める。

###### (ウ) 危険住宅の移転促進

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転の促進を図る。

## ウ 立地適正化計画策定の推進

町は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

## (2) 建築物の不燃化の推進

### ア 防火、準防火地域の拡大

建築物が密集し、火災により多くの被害を生じる恐れのある地域においては防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物等の建築を促進する。特に、商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定に努め、都市の不燃化の促進を図る。

### イ 消火活動困難地域の解消

町は、土地区画整理事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

### ウ 消防水利・貯水槽等の整備

町は、消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに市街地等の火災に対応できるよう貯水槽等消防水利の整備を推進する。

### エ その他の災害防止事業

町は、火災時の効果的な消防活動を念頭において、消防活動路等の確保について検討する。

また、都市公園や防災拠点施設の整備を進め、火災時の消火・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

## (3) 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

### ア 道路・公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備

#### (ア) 道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

道路は、生活と産業の基盤施設として重要な社会資本であるとともに、風水害等の災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を發揮するほか、市街地火災に際して、延焼遮断帯としての機能を發揮する。

このため、道路管理者は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路の形成及び消防活動困難区域の解消に資するとともに、都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

また、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進に努める。

#### (イ) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

町は、都市公園等を計画的に配置・整備し、オープンスペースを確保し、避難地としての機能を逐次強化する。山麓部などの斜面地等は、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全を推進する。

#### イ 共同溝等の整備

町は、都市・地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に止めるため、これらを収容するための共同溝等の整備に努める。

#### ウ 防災拠点の確保

町は、大規模災害時における災害応急対策等の拠点として、避難地、災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。特に、大規模かつ広域的な災害が発生した場合の救援活動や緊急物資等の輸送・集積等を行う施設、ヘリポート、広場等を一体的に備えた防災拠点を確保するとともに、既存の指定緊急避難所等の施設は機能の強化に努める。

### (4) 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

#### ア 擁壁の安全化

県及び町は、道路部において擁壁を設置する場合においては、設計時に安全性を考慮しているが、道路防災点検等を行い、その結果に基づき、必要な補強・補修等の対策を講ずる。

また、宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

#### イ ブロック塀等の安全化

県及び町は、これまでパンフレットの配布等や年2回の建築物防災週間において、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕・補強等の改修について指導しており、引き続き、ブロック塀等の安全化指導や修繕・補強等の改修指導を実施する。

#### ウ 窓ガラス等落下物の安全化

県及び町は、これまでに実施している定期報告制度や年2回の建築物防災週間をはじめとする既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を継続するとともに、窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、特にその指導に努める。また、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

#### エ 屋外広告物に対する規制

県は、広告物及び掲出物件が備えるべき基本的な基準において、「構造及び設置方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。」と定め、一定規模以上の屋外広告物については、一定の資格、技術及び知識を有する者を管理者として設置することを義務づけている。

また、建築基準法等他の法令の適用を受ける屋外広告物について、その基準の遵守を図るとともに、風水害時の落下等による公衆への危害を防止するため、設置者による点検等、指導に努める。

#### 4. 建築物災害の防災対策の推進

強風・豪雨・火災等による災害では、浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。

このため、建築物の「構造耐火上の安全性」、「防火性・耐火性」等の安全性を確保することにより、建築物災害の防災対策を推進する。

##### (1) 公共施設及び防災拠点施設の安全性の確保

###### ア 公共施設等の安全性の確保

町は、庁舎、学校、公民館、公営住宅等の管理施設について、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の安全性の確保を図る。

###### イ 重要防災拠点施設の安全性の確保

庁舎、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館などの重要防災拠点施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え避難施設として利用されることが多い。

このため、災害時にこれらの施設の機能を確保・保持できるよう安全性の確保を行う。

##### (2) 一般建築物の安全性の確保

###### ア 防災指導等による不燃化、安全化の促進

県等が行う一般建築物に対する防災指導、既存建築物に対する改修指導等により、一般建築物の不燃化、安全化等の普及・促進に努める。

###### イ 町民等への意識啓発

町民に対し、以下の意識啓発を実施する。

(ア) 建築物の不燃化等の必要性の啓発

(イ) がけ地近接危険住宅の移転の啓発 等

#### 5. 公共施設の災害防止対策の推進

上水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設、道路、橋梁、河川等の公共施設等は、都市・地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく、特に、ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、町及びライフライン事業者は、ライフライン施設や廃棄物処理施設について、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、適確な維持管理に努めるなど災害が発生したときも被害を最小限にとどめ早期復旧が図られるよう、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、施設の災害防止対策を推進する。また、町は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努める。

## (1) 上水道施設の災害防止

### ア 災害に強い上水道施設の整備の推進

上水道施設は、生命の維持や日常生活に不可欠なため、災害に備え、機能が保持できるよう施設の整備を行う。今後、特に施設の耐震化により、災害に強い上水道施設の整備に努める。

この際、発災後に迅速に復旧できるよう上水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定め、さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるようあらかじめ体制の構築に努める。

- (ア) 水源施設、管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (イ) 老朽化した水道施設、管路施設等の点検・補修の推進
- (ウ) 水道施設の耐震化・停電対策の推進
- (エ) 浸水のおそれがある水道施設における対策の推進
- (オ) 土砂崩壊による被災のおそれがある水道施設における対策の推進
- (カ) 給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進
- (キ) 系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進

### イ 復旧用資機材、応急給水施設等の整備の推進

被災時の応急復旧に必要な資機材、被災者への応急給水に必要な施設等の整備を推進する。

## (2) 電力施設の災害防止

### ア 電力設備の災害予防措置

九州電力株式会社は、以下の方法により、災害に伴う電力施設被害防止のための予防措置を講ずる。

- (ア) 水害対策
  - a 水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各発電所の特性を考慮し防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、ダム通信確保のための設備を設置する。

特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、被害が予想される箇所について、点検整備を実施する。
  - b 送電設備
    - (a) 架空電線路

土砂崩れ、洗堀などが起こるおそれのある箇所のルートの変更、擁壁、石積み強化等を実施する。
    - (b) 地中電線路

ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。
  - c 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、出入り口の角落とし、防水扉の取付け、ケーブルダクトの密閉化等を行うが、設備の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では、屋内機器のかさ上げを実施する。

また、屋外機器は基本的事業にかさ上げを行うが、かさ上げが困難なものは、防水耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

d 配電設備

地域の防災計画との整合を図り、水害の影響軽減および復旧を容易とする設備形成を考慮した設計とする。

e 通信設備

通信設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて対策を講ずる。

f 建物及び構築物（業務設備を含む。）

設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要に応じて対策を講ずる。

(イ) 風害対策

建築基準法、電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

(ウ) 土砂崩れ対策

地形・地質等を考慮して、状況により、擁壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

## イ 電気事故の防止対策

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に常日頃からテレビ・ラジオ・新聞等の報道機関のほか、ホームページ・携帯電話サイトによる情報発信及びパンフレット、チラシの作成配布による広報活動を行う。

また、病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を要請する。

(ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。

(イ) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに最寄りの九州電力送配電の事業所に連絡すること。

(ウ) 断線垂下している電線には絶対触れないこと。

(エ) 浸水・雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。

(オ) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

(カ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。

(キ) その他事故防止のため留意すべき事項

## (3) ガス施設の災害防止

### ア ガス施設の災害防止措置の実施

ガス事業者は、災害が発生した場合、ガス施設の災害を防止できるよう、以下のとおり施設や導管の災害防止措置を実施する。

(ア) ガス製造所、供給所等の設備の整備及び維持管理

ガス発生設備、原料貯蔵設備、ガスホルダー及び防火設備や緊急遮断設備等の整備を行い、災害の軽減を図る。各設備の維持管理については、保安規程に基づいて、定期的な保守点検整備等を行う。

(イ) 導管関係整備

導管及び整圧器、バルブ等の付属設備については、保安規程に基づいて設置し、定期的な保守点検を行う。

特に、高圧導管の設置にあたっては、路線地盤の強弱等に十分配慮するよう計画する。

**イ ガス施設の応急復旧体制の整備**

ガス事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な措置により、二次災害の防止及び供給停止地域の極小化を図れるよう、以下の対策を実施する。

(ア) 応急復旧体制の整備

機動的な応急復旧体制を整備し、災害時措置要領等の整備に努める。

(イ) 設備対策計画の作成

設備対策に必要な情報の入手等を行いデータを整備して設備対策を講じる。

(ウ) 緊急対策、復旧対策

被害情報の収集、初動体制、ガス供給停止及び供給開始等、緊急時対策及び復旧対策を計画的に講じるよう努め、緊急措置ブロックの形成を推進する。

(エ) 支援体制

被災の程度によって、応援隊の派遣要請、需要家に対する代替エネルギーの確保等に努める。

**ウ 需要家への啓発対策**

ガス事業者は、平常時からマスコミ等を活用して災害時の注意事項等を広報し需要家の意識の啓発に努める。

**(4) 通信施設の災害防止**

**ア 電気通信設備等の耐災性等の確保**

西日本電信電話株式会社鹿児島支店は、通信施設の耐災性（不燃性、耐水性等）の確保に関する対策を推進することにより、風水害等の災害時の一般通信サービスの確保を図るため、通信施設について以下に示す予防措置を講じる。

(ア) 電気通信施設・設備の耐災化

局舎（交換局等）については、既往最大規模の風水害による被害を参考として、水防扉の設置等、不燃、耐火、耐水構造化を推進する。

(イ) 通信用機器の耐災化

局舎内に設置する交換機等の通信機器は、風水害による浸水、損傷、流失等を防止するため、必要な措置を行う。

(ウ) 非常用予備電源の確保・整備

非常用予備電源として蓄電池、発電機を常備する。

**イ 通信設備の確保**

(ア) 架空ケーブルの地下埋設化

架空ケーブルは、火災による延焼や河川出水、土砂災害等による寸断に比較的弱いので、寸断等のおそれのある区間は、地下埋設化を推進する。

(イ) 橋梁添架ケーブルの耐火防護・補強

二次的災害の被害を想定して、耐火防護・補強を実施する。

(ウ) 局間地下ケーブルの経路の分散化

電話局相互間を結ぶ地下ケーブルの経路の分散化を推進する。

(エ) 通信サービス実施体制の整備

災害が発生した場合に、迅速かつ的確に通信サービスを確保するため、あらかじめ定められた次の措置計画により、万全を期する。

a 回線の切替え措置方法

b 可搬無線機、工事用車両無線機及び予備電源車の運用方法

c 重要局所被災時の措置方法

d 災害対策用電話回線の作成

e 一般通話の制限（広域な災害が発生したとき又は予知されたとき、これら地域に対する重要通信を確保するため、必要により一般通話を制限する。）

#### ウ 災害対策用機器・資機材の整備

(ア) 各種無線機

通信の全面途絶地帯、避難場所等との通信を確保するために、災害対策用無線機、衛星通信車載局、移動無線車を配備する。

(イ) 大容量可搬型交換局装置等

局内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するための代替交換装置として、大容量可搬型交換局設置等を主要地域に配備する。

(ウ) 移動電源車

移動電源車は、災害時等の長時間停電に対して、通信電源を確保するために使用するもので、交換局、無線中断所等を対象に配備する。

#### (5) 防災研究の推進

町は、県、関係機関、関係研究機関との協力により、災害及び災害対策に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努める。

## 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。本章では、このような災害応急対策の事前の備えについて定める。

### 1. 防災組織の整備

風水害時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、浸水の発生、道路やライフライン等の生活関連施設が損壊する等、広範囲で被害発生が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、防災組織の整備を推進する。

また、防災会議の委員について、多様な視点が反映できる構成とし、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大や男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立など、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上に努める。

#### (1) 応急活動実施体制の整備

##### ア 職員の動員・配備体制の強化

職員（要員）を災害発生の初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。

このため、町及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じて専門的経験・知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員が徒歩参集可能な範囲での必要な宿舎の確保及び携帯電話など、参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し職員の非常参集体制の整備を図る。

なお、町は、以下の対策を推進する。

(ア) 災害対策職員用携帯電話の整備

(イ) マニュアルの整備

(ウ) 非常勤嘱託員による24時間体制の維持

##### イ 災害対策本部の運営体制の整備

町は、災害発生時において災害対策本部の円滑な運営を図るため、以下の対策を推進する。

(ア) 災害対策本部運営マニュアルの作成

(イ) 災害対策本部職員用物資の確保

(ウ) 本部連絡員、災害対策本部職員の育成

#### (2) 平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備

##### ア 情報連絡体制の充実

町は、災害情報等の収集・連絡が行えるように、平常時から防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

## イ 防災関係機関との協力体制の充実

町は、県及び国等と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。また、災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように以下の対策を進める。

- (ア) 日頃からの積極的な情報交換
- (イ) 通信体制の総点検及び非常通信訓練等への参加

## ウ 自衛隊との連絡体制の整備

人命・財産の保護のため、やむを得ないと認められる事態が発生した場合に派遣の要請を行う。

このため、平常時から連携を密にし、相互連絡体制等の整備に努める。

- (ア) 県への要請手続き等の明確化
- (イ) 町における連絡手続き等の明確化
- (ウ) 自衛隊との連絡体制の整備

## (3) 業務継続性の確保

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため業務継続計画の策定等により、業務の継続性の確保に努める。

この際、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた体制の見直し、計画の分析・検討・評価等を踏まえた改訂に努める。

## (4) 広域応援体制の整備

### ア 他市町村等との相互応援体制の整備

町は、鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定等に基づき、県及び県内市町村等に対して応援を求める場合を想定し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。また、災害時相互応援協定（令和元年12月16日協定）に基づく、南大隅町との更なる連携強化に努める。

### イ 緊急消防援助隊の編成（細部は、伊佐湧水消防組合の計画による。）

県外への消防広域応援は、都道府県単位で設置した緊急消防援助隊を中心に応援隊が派遣される。編成部隊名及び編成隊数、伊佐湧水消防組合からの差出し部隊の基準は、次表のとおり。

編成部隊名	編成隊数	編成部隊名	編成隊数
統合機動部隊指揮隊	1 隊	通信支援小隊	1 隊
エネルギー産業基盤災害即応部指揮隊	1 隊	特殊災害小隊	9 隊
指揮隊	3 隊	特殊装備小隊	5 隊
※ 救助小隊	1 1 隊	航空小隊	1 隊
※ 救急小隊	3 0 隊	※印 伊佐湧水消防組合担任 (各小隊×1 隊の差出し基準)	
※ 消火小隊	3 3 隊		
後方支援小隊	1 4 隊		

## ウ 警察災害派遣隊の整備等（細部は、鹿児島県警察本部の計画による。）

県警察は、大規模災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、警察災害派遣隊の派遣要請が予想されることから平素から招集・派遣制の整備等を図る。

## 2. 通信・広報体制（機器等）の整備

風水害等の災害は、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、災害に強い通信回線の整備・多重化・耐震化を図るとともに、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備に努める。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、I o T、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化に努めるとともに、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努める。

### （1）通信施設の整備

#### ア 通信施設の整備対策

町は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するため防災行政無線（屋外拡声方式及び戸別受信方式）並びに災害現場等との通信を確保するための移動無線系設備や衛星携帯電話等を整備するなど多種多様な通信手段で、確実に情報収集・伝達ができる体制づくりに努める。

#### イ 通信施設の運用体制の充実・強化

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実・強化に努める。

##### （ア）通信機器の操作の習熟

日頃から訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

##### （イ）通信機器の保守体制の整備

通信機器は、定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理にあたる。

##### （ウ）長時間対応可能な非常用電源設備の整備

大規模災害においては、停電復旧作業に時間を要することから、非常用電源設備の浸水対策等を講じるとともに長時間対応可能な設備の整備に努める。

### （2）防災相互通信無線の整備

#### ア 通信施設の整備対策

防災相互通信用無線を活用し、災害現場等において防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう整備に努める。

#### イ 通信施設の運用の充実

県、他市町村及び関係機関等と相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

### (3) 非常通信体制の整備

#### ア 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と、防災関係機関相互の協力体制を図るため、平常時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

非常通信を利用できる時期は、各種災害時等の非常事態が発生し又は発生のおそれがある場合で、自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づき行う。

#### イ 非常通信の普及、啓発

防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段として、非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

### (4) 広報体制の整備

大規模な災害発生時に、放送機関の協力のもとに早期予防、避難に関する緊急情報をテレビ、ラジオを通じて町民に提供するため、緊急情報提供システム、Lアラート（災害情報共有システム）を効果的に活用する。

また、防災行政無線のほか、ホームページや防災メール等の活用に努めるとともに、デジタルに馴染みのない方や通信が途絶した場合の代替手段として、紙媒体での情報提供の仕組みの構築も検討する。

## 3. 気象観測資料の活用

風水害による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、観測資料の活用・提供等に努める。

## 4. 消防体制の整備

風水害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。

このため、消防団、地域住民及び事業所等による消防活動体制並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。

### (1) 消防活動体制の整備

#### ア 消防活動体制の整備・強化（消防職員・団員）

##### (ア) 消防組織の整備状況

消防組織は、常備消防（消防本部、消防署）と非常備消防（消防団）により構成されており、その整備状況は、以下のとおり。

区 分	常備消防		非常備消防
	南 消 防 署	吉松分遣所	1 消防団（15分団）
人 員	28	10	233

（令和7年12月1日現在）

(イ) 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員について、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の整備・強化を図る。

また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向け大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得などに努め、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとする。

この際、地域住民と消防団員の交流等を通じて、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりに努める。

(ウ) 消防団の育成強化

a 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。

しかし、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化が必要である。

b 消防団の育成強化策の推進

以下のとおり、育成強化を図り、地域社会の防災体制の強化に努める。

(a) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

(b) 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて、消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

**イ 地域住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化**

(ア) 一般家庭に対する出火防止の指導

自主防災組織等を通して、火気使用の適正化や消火器具、感震ブレーカー等の普及等、出火防止の指導に努める。

(イ) 地域住民の初期消火体制の整備

自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

**ウ 事業所の出火防止・初期消火体制の整備**

(ア) 事業所に対する出火防止の指導

消防用設備等の維持点検と取り扱い方法の徹底について指導する。

(イ) 事業所の初期消火体制の整備

火災の発見時における応急措置要領を定めるとともに、自主防災組織（自衛消防隊等）の育成を図る。

また、地域住民と日頃から連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

## (2) 消防用水利、装備、資機材の整備

### ア 消防用水利の整備（耐震性貯水槽等）

#### (ア) 消防水利の状況

町内の消防水利の状況は、以下のとおり。

区 分	公 設	私 設	計
消 火 栓	2 7 4	0	2 7 4
防火水槽（100 m <sup>3</sup> 以上）	0	0	0
防火水槽（60～100 m <sup>3</sup> 未満）	0	0	0
防火水槽（40～ 60 m <sup>3</sup> 未満）	1 8 3	0	1 8 3
防火水槽（20～ 40 m <sup>3</sup> 未満）	6 5	0	6 5
井 戸	0	0	0
小 計	5 2 2	0	5 2 2
その他の水利（自然水利等）	5 4	0	5 4
水利合計	5 7 6	0	5 7 6

(令和7年12月1日現在)

#### (イ) 消防水利の整備方策

耐震性貯水槽等水利の多様化を基本に、以下の方策により水利を整備する。

##### a 消防施設の整備方針

国の示す消防水利の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用及び有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

##### b 畑地かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者である土地改良区との協議のもと、畑地かんがい用の貯水池、給水栓を消火用水として活用する。

### イ 消防用装備・資機材の整備（装備、車両等）

#### (ア) 消防機械保有状況

町内の消防機関及び消防団における消防機械保有状況は、以下のとおり。

区 分	南消防署・吉松分遣所現有	消防団現有	合 計
普通消防ポンプ車	1	5	6
水槽付消防ポンプ車	2	1	3
はしご車	0	0	0
小型動力ポンプ	0	1 5	1 5
小型動力ポンプ積載車	0	1 4	1 4
化学消防車	0	0	0
消防艇	0	0	0
ヘリコプター	0	0	0
その他の消防車	0	0	0

(令和7年12月1日現在)

主要保有装備	
 <p>普通消防ポンプ車</p>	 <p>水槽付消防ポンプ車</p>
 <p>小型動力ポンプ積載車</p>	 <p>小型動力ポンプ付資器材車</p>

(イ) 消防用装備・資機材の整備方策

国の示す消防力の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用及び有効的自己財源の投入等により整備の促進を図る。

**(3) 消防施設等の整備**

庁舎、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関、学校、公民館などの重要防災拠点施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え避難施設や物資の集積拠点としても利用される。このため、災害時にこれらの施設の機能を確保・保持できるように安全性の確保を行う。

**ア 活動基盤に関する事項**

(ア) 整備の目的

災害時、救急・消防等の機能を十分に発揮するため、川内川の氾濫や支川の内水氾濫に備えて、浸水被害の恐れのない町内の適地に新たに消防庁舎を建設し、無線設備を含めた必要な機能を移転する。

(イ) 事業の概要

a 対象施設等

伊佐湧水消防組合消防庁舎（南消防署）の建て替え等

b 整備年度

令和6年度から令和9年度を予定

## イ 教育訓練基盤に関する事項

### (ア) 整備の目的

大規模災害時の防災・減殺対策のため、災害時に消防団や自主防災組織等の活動拠点となるよう、備蓄倉庫や資機材庫等の機能を備え、平時においては消防団や自主防災組織等の訓練・研修等が行える公共施設を整備する。

### (イ) 事業の概要

#### a 対象施設等

訓練塔の建て替え及び離着陸場としての外構工事等

#### b 整備年度

令和6年度から令和9年度を予定

## 5. 避難体制の整備

風水害等の災害時には、河川出水、斜面崩壊等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、風水害時等における避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。

なお、避難に際しては、特に、高齢者、障害者その他の要配慮者の安全避難について留意する。

### (1) 避難場所及び避難所の指定等

#### ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、都市農地、公民館、学校等の公共的施設等を対象に風水害のおそれのない場所に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定して、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。

この際、洪水予報用の伝達方法及び避難場所等について、住民に周知するため洪水ハザードマップの配布その他の必要な措置を講じる。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

#### (ア) 指定緊急避難場所

町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時には、迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

町内の指定緊急避難所は、別冊「災害発生時の避難所開設方針等」による。

## (イ) 指定避難所等

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。さらに、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

この際、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。さらに、前述の公示を活用しつつ福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について事前に学校・教育委員会等や地域住民等の関係者と調整を図る。

## イ 避難所の整備

町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ、避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するように努めるとともに、必要な機能を整理して、備蓄場所の確保、通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ、電力容量の拡大に努める。

町は、感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて可能な限り多くの避難所の開設に努める。

指定避難所において救護施設、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジオ等の機器の整備を図る。また、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、長時間対応可能な電源を確保するため、再生可能エネルギーの活用も含めた非常用発電機の整備に努める。

特に、学校施設等においては電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による避難所設置期間の長期化に備えて、備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。

## ウ 避難所における備蓄等の推進

町は、指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保して、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資の備蓄に努める。

この際、物資の備蓄は、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、必要な備蓄量を確保できるよう努め、物資の備蓄状況は、年1回を基準に住民へ公表する。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

## (2) 地域における避難体制の整備

### ア 避難の指示・誘導體制の整備

#### (ア) 基本方針

- a 町長は、災害に際し必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、高齢者等避難（避難に時間を要する高齢者等の避難を促すことをいう。）、避難指示（危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を指示することをいう。）及び緊急安全確保（災害発生・切迫の状況で、危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を指示することをいう。）を発令し居住者等に避難行動を促すものとする。（以下、一般災害対策編において「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」を「避難指示等」と総称する。）
- b 町長が行う避難指示等は、「避難指示等に関するガイドライン」を踏まえて行う。
- c 町長以外の避難指示権者は、関係法令に基づき、それぞれの状況に応じ避難の指示を行う。
- d 町長は、本計画を基礎に関係機関の協力を得て、管内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。なお、浸水想定区域内の地下街等及び要配慮者関連施設のうち、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものは名称及び所在地を地域防災計画に定める。また、避難指示権者は、避難指示等の実施について、法令等が定めるもののほか、本計画により行う。

#### (イ) 避難指示等の基準の策定

- a 町長は、災害の種類、地域、その他により異なるが、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な避難指示等の基準を定めるとともに、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

- b 避難指示等の発令基準の策定にあたり、県等の支援を受ける。  
また、基準に基づく適正な運用や再点検の実施等について助言を受ける。

(ウ) 避難指示等の実施要領

- a 町長による避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施できるよう、あらかじめ地域防災計画等において実施要領を定めておく。
- b 町長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、町にも通知しなければならない。
- c 町長は、自ら避難の指示を行ったとき又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、知事（災害対策課長及び各地域連絡協議会長）に報告しなければならない。

(エ) 避難者の誘導體制の整備

避難者の誘導を安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導體制を整備しておく。

- a 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。  
特に、避難行動要支援者の安全な避難を最優先する。
- b 災害の種類、危険地域ごとに避難場所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般への周知徹底を図る。

その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等の恐れのある危険箇所を避けるようにする。

- c 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- d 状況に応じて誘導員を配置し、車両による移送などの方法を講じる。
- e 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものも同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、避難指示等の発令対象区域は、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。発令基準の見直し等にあたっては、国及び県等から必要な助言を受ける。

**イ 自主避難体制の整備**

- (ア) 町は、災害時における住民の自主避難について、広報誌をはじめあらゆる機会を通じて住民への指導に努める。
- (イ) 自治会及び自主防災組織等は、安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。
- (ウ) 住民は、災害時に自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

## ウ 避難指示等の伝達方法の周知

### (ア) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のように、あらかじめ、伝達系統や伝達体制を整備しておく。なお、情報伝達は、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておく。

- a 防災行政無線を利用して伝達する。
- b 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
- c サイレン及び鐘をもって伝達する。
- d 広報車による呼びかけにより伝達する。
- e Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ・ラジオ、インターネット(町ホームページ、町公式LINE等のソーシャルメディア)、携帯電話(緊急速報メールを含む。)、地上デジタル放送、電話等の利用により伝達する。

### (イ) 伝達方法等の周知

町長は、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、日頃から危険地域の住民に周知・徹底を図る。

### (ウ) 浸水想定区域における洪水予報等の伝達

町長は、浸水想定区域内の要配慮者関連施設等の利用者が、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるように、洪水予報等の伝達方法を定める。

### (エ) 伝達方法の工夫

町長は、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努める。

## エ 要配慮者の避難体制の強化

避難行動要支援者の避難は、以下の点に留意して「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(内閣府)や「要配慮者の避難支援モデルプラン」(鹿児島県)を参考にして、「避難支援プラン(個別避難計画)」を作成し、地域の実情に応じた避難支援体制の整備に取り組む。

### (ア) 避難指示等の伝達体制の確立

町長は、日頃から要配慮者、特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

なお、浸水想定区域内の要配慮者利用施設等のうち、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものは、地域防災計画にその名称及び所在地並びに利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるような洪水予報等の伝達方法を定めることが義務づけられている。

(水防法第15条)

### (イ) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

町長は、避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に具体的に定めるように努める。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(ウ) 要配慮者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等の指定や避難経路の設定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮したものとする。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO法人やボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮に努める。

**オ 自宅療養者等の避難誘導**

(ア) 町は、必要に応じて県及び保健所等から、危険なエリアに居住している自宅療養者等（要援護難病患者・長期療養児等）について、情報の提供を受ける。

(イ) 県及び町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置づけられた避難所についてもあらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。また、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うにあたっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

**(3) 広域避難体制の整備**

県及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

**(4) 各種施設における避難体制の整備**

**ア 病院、社会福祉施設等の避難体制の整備**

(ア) 病院、社会福祉施設等の避難体制の現状

a 医療施設の避難対策等

県は、毎年立入検査の際、防火管理者の選任、消防計画の作成、消防用施設・設備の整備・点検、診療用の構造設備の危害防止措置、避難訓練の実施状況等について確認・指導を行っている。

b 社会福祉施設の避難対策等

県は、原則として毎年度実施する指導監査の際、スプリンクラー、屋内消火栓、非常通信装置、防煙カーテン、寝具等設備の整備・点検状況、宿直者の配置、連絡・避難体制及び地域の協力体制の整備、避難訓練等の実施状況等の指導監査を行い、必要に応じて改善・是正の指導を行っている。

(イ) 病院、社会福祉施設等の避難体制の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、避難行動要支援者が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定める必要がある。

なお、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、施設の利用者の洪水時又は土砂災害が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画の作成及び訓練の実施（避難確保計画）が義務づけられている。

（水防法第15条の3、土砂災害防止法第8条の2）

a 避難体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難指示等や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ施設所在地における浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や日没前での職員の事前動員など、入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、要配慮者利用施設の管理者は、日頃から、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

b 緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における避難指示や誘導にあたっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

c 設備の整備・物資の確保

要配慮者利用施設の管理者は、洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するためのファックスや携帯電話等の設備を整備する。

また、夜間に避難を行う場合に備え、電池式照明器具や避難者が誘導員と識別しやすい誘導用ライフジャケット等必要な物資を用意するとともに屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資の確保に努める。

d 防災教育・避難訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者等の実態などに応じた避難訓練を定期的実施するよう努める。

**イ 不特定多数の者が出入りする施設の避難体制の整備**

(ア) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

(イ) 組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や日没前での職員の事前動員など、利用者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、日頃から、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

(ウ) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備に努める。

(エ) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

(オ) 利用者の避難確保計画の作成

地域防災計画に名称及び所在地を記載されたものの所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに公表しなければならない。

(水防法第15条)

**ウ 学校における児童生徒の避難体制の整備**

教育長は、管内の学校における児童生徒の避難体制を町立中学校等の校長は自校における児童生徒の避難体制を以下の方法により整備する。

(ア) 集団避難計画の作成

a 教育長は、管内学校の児童生徒の集団避難計画を作成するとともに、各校長に対し、学校の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。

町立中学校等の校長は、所在地の児童生徒の集団避難計画に準じ、実情に応じた具体的な避難計画を作成する。

b 避難計画は、児童生徒の心身の発達過程を考慮し、何よりも、生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

c 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

(イ) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め徹底しておく。

(ウ) 避難誘導體制の強化

a 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。

b 校長は、避難誘導が安全かつ迅速に行われるように努める。

c 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

d 災害が学校内又は学校付近で発生した場合は、校長は速やかに関係機関に通報する。

e 児童生徒を帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。

f 児童生徒が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒及び保護者に周知徹底しておく。

g 校長は、災害種別に応じた避難訓練を日頃から実施しておく。

h 校長は、学校行事等による校外での活動時の対応について、事前踏査により避難場所等について確認しておく。

i 校長は、部活動等において、活動場所が学校施設外となる場合等は、避難場所、安否確認方法等について確認しておく。

(エ) 避難場所の指定・確保

教育長は、地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じて、各学校ごとの避難場所を定めておく。

## (5) 避難所の収容・運営体制の整備

### ア 避難所の開設・収容体制の整備

(ア) 避難所の開設及び収容

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事又は知事から委任の通知を受けた町長が行う。

町長は、救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について直ちに知事に報告する。災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、町長が実施する。

また、避難所を開設したときは、住民等に対して周知・徹底するものとし避難所に収容すべき者を誘導するとともに、保護しなければならない。

#### (イ) 福祉避難所等の確保

町は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズを把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設するとともに高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

#### (ウ) 適切な避難所収容体制の構築

県及び町は、特定の指定避難所に避難者が集中することを防ぐため、県防災Webなど多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する体制の構築に努める。

また、町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず、地域の実情や他の避難者の心情等も勘案しながら適切に対応できるように努める。

### イ 避難所の運営体制の整備

町は、避難所ごとに、避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めるとともに本来の施設管理者との連携のもと、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアルモデル」(平成29年9月改正鹿児島県)及び「同モデルの新型コロナウイルス感染症対策指針」(令和3年8月)を参考にマニュアル等を作成し、避難所の管理運営体制の整備に努める。

町は、マニュアル等の作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

また、町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策に努める。

### ウ 避難所の生活環境改善システムの整備

県及び町は、避難所や被災者の情報等を一元的に把握できる仕組みの整備に努めるとともに、関係機関と協力して、避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等、生活環境改善対策並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

## エ 避難所巡回パトロール体制の整備

県及び町は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズ把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

### (6) 町における避難所開設の方針等

予想される自然災害の種類や被害の程度に応じた避難所開設の方針は、一般災害対策編別冊「災害発生時の避難所開設方針等」による。

## 6. 救助・救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助、救急事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

### (1) 救助・救急体制の整備

#### ア 関係機関等による救助・救急体制の整備

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救助・救急体制の整備に努める。

また、規模が大きく特殊な災害で、町単独では適切に対応できない場合は、高度な技術・資機材を有する救助隊等の派遣を県等に要請する。

#### (ア) 町の救助・救急体制の整備（常備消防を含む。）

- a 常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。
- b 予想される災害、特に、土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。
- c 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。
- d 傷病者の速やかな搬送を行うため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。
- e 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- f 土砂崩れ等による救出・救助事象に対応するため、平素より建設業協会等関係団体との連携強化を図り、必要な重機等の確保体制を整備する。

#### (イ) 警察機関の救出・救助体制の整備

町や関係機関等と日頃から相互情報連絡体制等について十分検討しておく。

#### (ウ) 消防団の救出・救助体制の整備

日頃から地域の要配慮者等の把握を行うとともに救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

#### (エ) 自衛隊の救出・救助体制の整備

町や関係機関等と日頃から相互情報連絡体制等について十分検討しておく。

## イ 救助の実施体制の構築

県及び町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

## ウ 孤立化集落対策

### (ア) 孤立化の定義等

中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において以下の要因等により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセス（四輪自動車で行くことが可能かどうかを目安）が途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態のこと。

なお、湧水町で想定される災害は、大雨、台風に伴う水害、土砂災害、地震災害、火山災害等があり、蓋然性の高い梅雨時期等の水害や土砂災害、南海トラフ地震等の地震動に伴う土砂災害や道路構造物の損傷で、町内の13地区で孤立する可能性が高いと指摘されている。

- ・ 豪雨や地震等に伴う土砂災害、道路への堆積土砂及び道路構造物の損傷など
  - ・ 地震動に伴う液状化による道路構造物の損傷など
  - ・ 津波による道路構造物の損傷、流出物の堆積など
  - ・ 地震または津波による船舶の停泊施設の被災など
- ※ 道路交通については、四輪自動車が通行不可能となる状況

### (イ) 対策等

#### a 孤立化の未然・事前防止対策

町は、県及び防災関係機関等と連携しながら、次のような対策に取り組む。また、孤立化の未然防止に必要な施策を推進するため、防災関係機関との連絡体制を整備し、平常時から情報共有や訓練の実施に努める。

#### (a) 各種通信・連絡手段の確保

衛星携帯電話、IP電話、NTT専用回線、防災行政無線（移動局、固定局）、戸別受信機、LINE、ホームページ、防災メール、エリアメール等を通じて防災情報等を伝達できるように、多様な伝達手段を確保する。

#### (b) 道路迂回路の確保

高速道路緊急開口部を活用して一般道使用不能時の迂回路を設定するとともに、物資輸送等の訓練を行い、平素から迂回路使用時の手順等に習熟する。

#### (c) 輸送手段（空路）の確保

吉松地域及び栗野地域に中型機・大型機が離発着できる場外離着陸場を確保する。

#### (d) 輸送路確保のための町内業者との協定

栗野建設同志会、吉松建設同志会との間で、応援対策について協定を締結するとともに、平素から連携強化に努める。

(e) 孤立（可能性）集落が集中する吉松地域への防災拠点の整備  
避難所及び備蓄等で活用できる施設を取得して、防災装備品等の備蓄能力の強化に努める。

b 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合  
町は、防災関係機関と連携を図り、地域住民の健康状態や集落内の電気・水道・ガス等のライフラインの被害状況などの調査を行い緊急的な救出・救助が必要な状況であるか把握に努めるとともに、県に対して、孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。

この際、道路等の被災状況により、孤立化の状況が長期に及ぶおそれがある場合には、集落内での避難所の開設や当面生活していくための飲料水・食料、非常用発電機等の日常生活に必要な物資の確保に努める。

また、集落内でライフラインなどの生活環境が確保できない場合には、地域住民の要望等も踏まえ、集落外の避難所の確保を図り、防災関係機関と連携の上、地域住民を避難させる。その他に必要な対策についても防災関係機関等と連携を図りながら努めて迅速に行う。

(ウ) 住民の救助、救急への協力

災害時には、住民による地域ぐるみの救助、救急への参加協力も必要になる。

このため、一般住民は、日頃から町等が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救助、救急活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

## (2) 救助・救急用装備・資機材の整備

### ア 救助用装備・資機材等の整備方針

(ア) 土砂崩れ等による救出、救助事象に対応するため、消防署・所、消防団、自主防災組織等において、必要な救急用装備・資機材の整備を図る。

(イ) 災害時に同時多発する救助・救急事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。

#### 【救助用装備・資機材等】

関係機関	整備目標
消防署等	① 高度救助用資機材 画像探索装置Ⅰ・Ⅱ型、熱画像直視装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機 ② 救助用ユニット (油圧式救助器具、空気式救助器具、切断機(鉄筋カッター)) ③ 消防隊員用救助用資機材 大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機(鉄筋カッター)、削岩機(軽量型)、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ(10m)
消防団	① 消防団員用救助用資機材 大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機(鉄筋カッター)、削岩機(軽量型)、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ(10m) ② 担架(毛布・枕を含む。)      ③ 救急カバン
自主防災組織	① 担架(毛布・枕を含む。)      ② 救急カバン ③ 簡易救助器具等(バール、鋸、ハンマー、スコップ他) ④ 防災資機材倉庫等

## イ 救急用装備・資機材等の整備方針

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材等の整備を図る。

### 【救急用装備・資機材等】

区分	整備目標
車両	高規格救急車
救急資機材	高度救急資機材、非常用救急資機材、消防隊用救護資機材、トリアージ・タッグ

## 7. 交通確保体制の整備

風水害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

### (1) 交通規制の実施責任者等

#### ア 交通規制の実施責任

##### (ア) 道路管理者

国土交通大臣（指定区間内の国道）、知事（指定区間を除く国道及び県道）、町長（市町村道）は、道路法第46条で示される道路の損壊、決壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合や道路に関する工事のため、やむを得ない場合は、交通規制を行う。

##### (イ) 警察機関

警察署長等は、災害対策基本法第76条で示される災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認めるとき（道路交通法第4条～第6条）や道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合は、交通統制を行う。

#### イ 交通規制の実施体制の整備

##### (ア) 交通規制の実施体制の整備方針

###### a 道路管理者

道路・橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。

###### b 警察機関

警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するため、以下の項目の整備に努める。

- (a) 交通規制計画の作成
- (b) 交通情報の収集
- (c) 関係機関や住民等への周知
- (d) 警備業協会との交通誘導業務等の協定締結
- (e) 装備資機材の整備


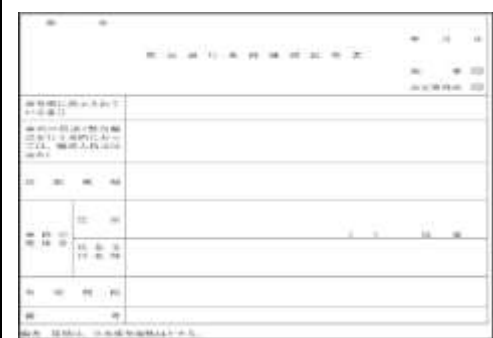
## ウ 災害発生前における緊急通行車両であることの確認

### (ア) 緊急通行車両であることの確認の申出

- a 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し若しくは指定行政機関等との協定等により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関、団体等から調達する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、災害発生前にあらかじめ緊急通行車両確認標等の交付を受けることができる。
- b 指定行政機関等の長等は、次の区分により県（危機管理課）、県公安委員会に対し、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類等を添付して確認の申出を行う。（緊急通行車両確認申出書は様式1）
- c 申出を受けた県（危機管理課）、県公安委員会は、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、該当すると認められるものについては、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。  
（標章及び証明書は様式3及び様式4）

確認者	確認車両	申請申出先
県知事	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県が保有する車両（警察関係車両を除く）</li> <li>○ 災害応急対策を実施するため県が調達、借上等を行った車両</li> <li>○ 県との協定等に基づき災害応急対策に従事する車両</li> </ul>	県危機管理課
県公安委員会	上記以外の車両	各警察署

### (イ) 関係書類等（様式1、様式3、様式4）

緊急通行車両確認申出書（様式1）	標章（様式3）												
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="font-size: small;">別記様式第3（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">鹿児島県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;"><b>緊急通行車両確認申出書</b></p> <p style="text-align: center;">申出者 住所 氏名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">番号標に表示されている番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>活動地域</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両の使用者</td> <td>住所 ( ) 局 番 氏名又は名称</td> </tr> <tr> <td>緊急連絡先</td> <td>住所 ( ) 局 番 氏名</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。</p> </div>	番号標に表示されている番号		車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		活動地域		車両の使用者	住所 ( ) 局 番 氏名又は名称	緊急連絡先	住所 ( ) 局 番 氏名	備考		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>標章（様式3）</p>  <p style="font-size: small;">21</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>証明書（様式4）</p>  </div>
番号標に表示されている番号													
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）													
活動地域													
車両の使用者	住所 ( ) 局 番 氏名又は名称												
緊急連絡先	住所 ( ) 局 番 氏名												
備考													

## 8. 輸送体制の整備

風水害時には、被害者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

### (1) 輸送体制の整備

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生することから、応急対策実施機関の輸送能力の不足が懸念される。

このため、輸送業者等と協力協定の締結や情報連絡体制を整備する等、日頃から連携強化に努める。

### (2) 輸送施設・集積拠点等の指定

#### ア 輸送施設の指定

町内各地区へ物資等を効率的に輸送するための中継物流施設として、次の施設を物資の輸送拠点とする。

施設（輸送拠点）の名称	所在地
川内川栗野防災ステーション	湧水町 木場 4 3

#### イ 集積拠点の指定

調達した物資等や他市町村等からの救援物資を受け入れ、保管し、さらに各地区へ再配分する仕分け等を行うため、次の施設を物資の集積場所とする。

施設（集積場所）の名称	所在地
川内川栗野防災ステーション（兼）	湧水町 木場 4 3
栗野体育館	湧水町 米永 4 3 3-1
吉松体育館	湧水町 中津川 6 0 7

### (3) 緊急輸送活動に資する道路啓開体制の整備

県は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき協議会の設置によって電力、通信等のインフラ事業者を含む関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。

道路管理者は、当該計画も踏まえて、建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開、応急復旧等が実施できるよう「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保等に関する協力関係の強化を図る。

この際、平素から災害発生時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、マニュアルを作成するなど効率的な道路啓開体制の充実を図る。

## 9. 医療体制の整備

災害時は、多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。このため、発災時に備え、保健所、DMAT指定病院、救護班派遣病院等と情報連絡体制の充実を図る。

また、災害時に迅速かつ的確に救援・救助等を行うために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）をはじめ、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等の活用に努める。

## 10. その他の災害応急対策事前措置体制の整備

その他の災害応急対策事前措置体制について整備を計画的に推進する。

なお、大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し、孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等を整備し、それら必要な物資の供給のための計画や地区防災計画の作成に努め、また、新物資システム（B-PLo）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点をやや速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、航空輸送手段の確保に努める。

### (1) 食料の供給体制の整備

災害発生時に必要とされる食料の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な食料備蓄計画の策定に努める。この際、食料の調達に関する協定等の締結や食料の輸送計画についても検討する。

### (2) 飲料水の供給体制の整備

#### ア 応急復旧体制の整備

水道施設を速やかに復旧して飲料水等の確保を図るため、復旧に要する業者との間で、協力協定を締結し応急復旧体制の整備に努める。この際、医療機関や社会福祉施設等の緊急度・優先度の高い施設を考慮した応急復旧に努める。

#### イ 応急給水体制の整備

あらかじめ、災害時の応急給水を考慮し、予備水源等の緊急時に確保できる水量・水質について調査して把握するとともに、必要に応じ、給水車の支援受けに関する相互応援協定や給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備に努める。

また、飲料水を確保するため、ミネラルウォーター製造業者等への協力依頼に努める。

#### ウ 応急対策資料の整備

応急復旧、応急給水等の活動を迅速・的確に行うために、日頃から水道施設の図面等の資料整備に努める。

### (3) 生活必需品の備蓄

災害発生時に必要とされる生活必需品の備蓄に努める。

## ア 生活必需品備蓄計画の策定

必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な生活必需品の備蓄計画の策定に努める。

## イ 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合に備えて、大手スーパー、生活協同組合、百貨店、コンビニエンスストア等、流通業者の流通在庫から生活必需品を調達するものとし、平素から関係業者等の把握や協定の締結に努める。

## (4) 感染症予防、し尿処理、ごみ処理、堆積土砂対策の事前措置

### ア 感染症予防対策

感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努めるとともに、県（保健所）の計画に基づき、状況により感染症予防班の編成計画を作成する。

感染症予防班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

### イ し尿処理対策

#### (ア) 仮設トイレの備蓄計画の策定

県地震等災害被害予測調査（平成24～25年度）や県災害廃棄物処理計画（平成30年3月）、町災害廃棄物処理計画等を踏まえて、必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努める。

この際、必要となるトイレの数量の検討は、災害時におけるトイレの必要算定シート等を活用する。

#### (イ) 広域応援体制の整備

日頃から、し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等についての相互応援態勢の整備に努める。

### ウ ごみ処理対策

町は、国の災害廃棄物対策指針等を踏まえ、県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村等や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、町災害廃棄物処理計画等での具体化に努める。また、県及び町は、大量の災害廃棄物の発生に備えて、広域処理体制の確立に努め、定期的な研修・訓練の実施により、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い計画の実効性向上に努める。

### エ 堆積土砂対策

町は、「宅地内からの土砂・がれき撤去の事例ガイド（国土交通省）」等も参考に宅地内に堆積した土砂等の迅速かつ確実な撤去に努める。

## (5) 農業・水産業災害の防止対策の推進

風水害等の気象災害による農作物等の被害を軽減し、農家及び漁家の経営安定を図るため、農作物及び農業・水産業関連施設の被害予防及び事後対策を推進する。推進する主な対策は、以下のとおり。

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| ・ 農作物等被害予防指導體制の確立 | ・ 農作物等被害予防対策の確立  |
| ・ 作目別被害予防対策       | ・ 防災営農施設の整備      |
| ・ 畜産関係対策          | ・ 漁具・漁船・生け簀の災害防止 |

## (6) 住宅の確保対策の事前措置

### ア 住宅の供給体制の整備

大規模な風水害等が発生すると、多数の応急住宅の需要が予想されるので、県とともに、住宅の供給体制の整備に努める。

(ア) 県は、(一社) 鹿児島県建築協会等との協定などにより、被災住宅の応急修理を迅速に実施できるよう体制を整える。

(イ) 県及び町は、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう県営や町営の公営住宅等の空き状況が速やかに把握できる体制を整えるものとする。

(ウ) 県は、災害により住家を失った人に対し、(一社) プレハブ建築協会や建築関係団体等との協定などによる応急仮設住宅の提供や(公社) 鹿児島県宅地建物取引業協会等との協定による民間賃貸住宅の情報提供をすることにより、迅速に住家を確保できる体制を整える。

(エ) 町は、応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておく。

(オ) 県及び町は、国・県で確保している応急仮設住宅用等資材を円滑に調達が出来るように入手続き等を整えておく。

### イ 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

速やかに用地確保ができるように、応急仮設住宅の建設予定候補地を把握しておく。この際、候補地の選定にあたっては、がけ崩れ等による被災の可能性について十分留意する必要がある。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

## (7) 文化財や文教施設に関する事前措置

町教育委員会は、以下を基準に事前の措置を行うものとする。

### ア 文化財に関する事前措置

(ア) 県教育委員会が行う文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導に従い、所要の処置を行う。

(イ) 文化財の所有者又は管理者は、以下のとおり消火施設の整備に努める。

a 全ての指定建造物には、その総面積に応じた能力単位の数の消火器又は簡易消火器用器(水、バケツ、水槽等)を設置する。指定建造物に必要な能力単位の数は、その面積を50㎡で除して得た数以上になるように設置する。

消火器を設置する場合は、その消火の対象に適した器種を選択する。

b その他、屋内消火栓、屋外消火栓、放水銃、スプリンクラー等を設置してこれらの設置については、常に整備を入念に行い、担当者を定めて定期的に試験を行う。

c その他の設備としては、今後消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁等の整備を図る。

(ウ) 県教育委員会が消防署等関係機関の協力を得て行う、文化財防火デーの各種行事等へ協力・参加し、文化財保護意識の高揚を図る。

## イ 文教施設に関する事前措置

県は、博物館、美術館、郷土館等の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行うものとする。

博物館、美術館、郷土館等の所有者又は管理者は、定期的に防災訓練等を実施するものとする。

## (8) 総合防災力の強化に関する対策

### ア 防災拠点の整備の推進

大規模な災害における適切な防災対策を実施するためには、平素から防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方、災害の発生時において、住民が避難し、防災活動を実施するための拠点を確保する必要がある。このため、平常時の防災知識の普及啓発、訓練機能、防災資機材の備蓄機能、災害時の防災活動拠点機能などを有するものとして、自治会、町内会の区域には、コミュニティ防火拠点を小学校区又は中学校区には、地域防災拠点の整備を進めていく。

### イ 災害応急対策体制の構築

県及び町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。また、県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備、大規模停電発生時に円滑な支援を受けられるよう、病院等の人命に関わる重要施設や防災関係機関等が保有する非常用電源等のリスト化及び重要施設等で使用する燃料の備蓄について呼びかけを行う。

### ウ 予防保全や復旧作業の迅速化に向けた相互連携

県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施にあたっては、市町村との協力を努める。

### エ 防災行動計画

県、町及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

## 11. 複合災害対策体制の整備

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分が出来ない可能性があることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや、外部からの支援を早期に要請することなど、複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

想定される複合災害は、以下のとおり。

想定される複合災害	
出水期における地震動被害	南海トラフ地震動に連動した火山災害等
先発災害（川内川等の河川の増水、氾濫（又は震度5強程度の地震動））に続く、後発災害（震度5強程度の地震動による土砂災害（又は河川の増水、氾濫））の発生	先発災害（南海トラフ（西側・陸側ケース）震度6弱程度による建物被害、土砂災害等）に続く、後発被害（規模の大きい霧島山、桜島の噴火や原子力関連施設の被害）の発生

### 第3章 町民の防災活動の促進

風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より、町民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、町民の防災意識と対応能力の強化を図る必要がある。

また、「自らの命は自らが守る。」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提に次のような取組を行い、住民主体の取組を支援・強化することにより社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

- ・ 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。  
特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。
- ・ 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- ・ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。
- ・ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

#### 1. 防災知識の普及啓発

風水害等の災害に際して的確な行動がとれるよう、町民及び防災関係職員に対して災害予防又は災害応急対策等に関して、防災知識の普及・啓発を行う。

##### (1) 町民に対する防災知識の普及啓発

###### ア 防災研修等への参加

県防災研修センターにおける研修・訓練、防災に関する出前講座（防災出前講座）等を活用して、防災知識の普及啓発に努める。

###### イ 防災広報等

防災週間や防災関連行事等を活用して、災害防止運動を行い、防災知識の普及を図る。

###### ウ 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

幼稚園、小・中・義務教育学校における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

この際、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

## エ 災害教訓の伝承

住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催や伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努める。

町は、過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。また、自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝え、災害教訓伝承の重要性を啓発するとともに、各種資料を提供する等、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

### (2) 防災関係機関の職員への防災研修等の実施

町及び防災関係機関は、日頃より各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、防災意識と防災活動能力の向上を促すように努める。

なお、災害時において職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うことになるため、各自において、家屋及び周辺の補修・安全化、飲料水、食料、医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに、日頃より様々な防災知識の習得に心掛けるなど、自己啓発に努めるものとする。

## 2. 防災訓練の効果的実施

災害時において、各種の応急措置を迅速確実に出来るよう、地区ごとの取組みを推進するとともに、県等が企画する訓練・研修への参加や高齢者等避難の段階における避難誘導の場を活用する等、関係機関等と協力して実践的な訓練を行う。

この際、学校、自主防災組織、民間企業、NPO法人、ボランティア団体、地域住民等の地域における多様な主体と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の支援体制を整備したり、被災時の男女のニーズの違い等に配慮する実践的な訓練となるよう工夫し、災害対応業務の習熟とともに、課題発見のための訓練となるよう努める。町、事業所等が企画又は参加する主な訓練は、以下のとおり。

区 分		時 期 等	場 所	計 画 担 任
原子力防災訓練		各年1回(下半期)	県内一円	国・県
土砂災害避難訓練		各年1回(1四半期)	各 地 区	県
町総合防災訓練		各年1回(2月)	町内一円	町
消防訓練	防災の日の訓練	各年1回(9月)	各 地 区	消 防 団
	火災想定訓練	各年1回(4四半期)	各 地 区	消 防 団
非常通信訓練		通 年	町内一円	国・県
避難誘導訓練等		通 年	町内施設	事 業 所

## 3. 自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る。」という自覚のもとに、町民一人ひとりが災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成・強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備えるものとする。

## (1) 地域の自主防災組織の育成強化

### ア 自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、町は、災害時に通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出、救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る。

### イ 自主防災組織の活動の推進

#### (ア) 自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び防災（活動）計画（地区防災計画）を定める。

#### (イ) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災（活動）計画（地区防災計画）に基づき、平常時の活動においても災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

自主防災組織の活動（一例）	
平常時の活動	災害発生時の活動
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 防災に関する知識の普及</li><li>・ 防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施</li><li>・ 情報の収集伝達体制の確立</li><li>・ 火気使用設備器具等の点検</li><li>・ 2～3日分の食料・防災用資機材の備蓄及び点検等</li><li>・ 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域内の被害状況等の情報収集</li><li>・ 住民に対する避難指示等の伝達、確認</li><li>・ 責任者による避難誘導</li><li>・ 救出・救護の実施及び協力</li><li>・ 出火防止及び初期消火</li><li>・ 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等</li></ul>

## (2) 防災リーダー等の育成強化

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災では、若年層や高校生等のボランティア活動への参加が各地でみられたが、地域の防災活動の担い手として、これらの層が自主防災組織等の活動に参加しているという状況はあまり見られない。今後、地域の防災活動をさらに魅力と活力あるものにするため、多様な世代が参加できるような環境を整備し、自主防災組織等が日常的に活動し、訓練を行うよう実施を促し、地域の防災活動への参画を推進できる防災リーダーを確保する必要がある。

このため、町は、県等の研修等を積極的に活用して、人材の育成を図るとともに男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性を地域防災推進員などに登用するなど、育成強化に努める。

## (3) 事業所の自主防災体制の強化

### ア 工場、事業所等における自衛消防隊等の設置

#### (ア) 自衛消防隊等の設置の目的

高層建築物、劇場、百貨店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が出入りし又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保有す

る工場等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊等を設置する。

(イ) 自衛消防隊等の設置対象施設

- a 中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が出入りし又は利用する施設
- b 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- c 多数の従業員がいる事業所等で、自衛消防隊等を設置し、火災防止にあたるのが効果的である施設
- d 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

(ウ) 自衛消防組織等の設置要領

学校、病院、百貨店、社会福祉施設等、多数の者が出入りする防火対象物の管理権原を有する者は、防火管理者等を適正に選任するとともに、自衛消防組織を置き、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行わせるなど、防火管理体制の充実を図る。

消防機関は、自衛消防組織の設置、活動等について、その実態に応じ適正に指導する。危険物施設や高圧ガス施設等については、周辺に及ぼす影響が大きいことから施設管理者に事業所相互間の応援体制を整備するよう指導する。

イ 自衛消防隊等の活動の推進

(ア) 自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災（活動）計画を定める。

(イ) 自衛消防隊等の活動の推進

自衛消防隊等の活動（一例）	
平常時の活動	災害発生時の活動
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災に関する知識の普及</li> <li>・ 防災訓練</li> <li>・ 施設及び整備等の点検整備</li> <li>・ 従業員等の防災に関する教育の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報の収集伝達</li> <li>・ 出火防止及び初期消火</li> <li>・ 避難誘導・救出救護</li> </ul>

**4. 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進**

地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として、防災会議に提案するなど、町と連携した防災活動を行う。

町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

地区防災計画（一例）は、「資料編」による。

## 5. 防災ボランティアの育成強化

風水害等の大規模災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

### (1) 防災ボランティアとの連携体制の整備

町は、平常時から、地域団体やNPO法人、ボランティア団体の防災活動の支援やリーダーの育成を図るとともに、防災ボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時に防災ボランティアが円滑に活動できるよう連携体制の整備に努める。また、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進等に努める。

### (2) 防災ボランティア活動支援のための環境整備

#### ア 防災ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

住民に防災ボランティア活動への参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速（安全の確保を最優先としつつも迅速）に行われるよう必要な知識を普及する。また、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、登録被災者援護協力団体と平時から連携を強化し、活動環境の整備に努める。

#### イ 防災ボランティア登録・把握

ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から、社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行う防災ボランティアの登録、把握に努める。

#### ウ 大規模災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保等

災害時の防災ボランティア活動の拠点の確保について配慮するとともに、防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

#### エ 消防機関による環境整備

消防機関は、消防の分野に係る防災ボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃から、防災ボランティアの研修への協力等を行う。

#### オ 研修や訓練を通じた情報共有会議の整備・強化

各種研修や訓練を通じて、行政・NPO・ボランティア等の三者が連携し、平時の登録、研修・訓練、災害時の防災ボランティア活動や受入れ等に関して、意見交換を行う情報共有会議の整備・強化に努める。

## 6. 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

具体的には、災害時に中核事業を継続するため事業継続計画（BCP）を策定するとともに、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

## 7. 要配慮者の安全確保

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障害を持つ者、外国人、観光客・旅行者等は、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、要配慮者といわれている。今後とも、高齢化や国際化の進展、高速交通網の発達による町内への流入人口の増等に伴い、要配慮者が増加することが予想される。

このため、平素より、要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

### (1) 地域における要配慮者対策

#### ア 要配慮者の把握

町が保有する各種の情報を、要配慮者の避難支援の目的にそって抽出及び重複を整理し、要配慮者の実態把握と関係部局間での共有化を図る。

特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿を作成して把握に努める。また、要配慮者に関する情報等は自主防災組織や町内会等の範囲ごとに把握する。

#### イ 避難行動要支援者対策

##### (ア) 避難行動要支援者名簿の作成

平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握して名簿を作成する。

また、名簿は、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合でも活用に支障が生じないように、適切な管理に努める。

##### (イ) 個別避難計画の作成

防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に、デジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

なお、町における個別避難計画の作成要領は、別に定める。（資料編参照）

#### (ウ) 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

地域防災計画等において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。また、安全が確認された後に、緊急避難場所から避難所へ移送する要領について、あらかじめ定めるよう努める。避難支援等に携わる関係者に対しては、避難行動要支援者本人の同意を得ること又は条例の定めにより、あらかじめ名簿や計画を提供・共有し、多様な主体の協力を得ながら避難体制の整備を進める。この際、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合を図るとともに訓練等により両計画の一体的な運用が図られるよう努める。また、個人情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。なお、発災時には、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

#### ウ 緊急連絡体制の整備

要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態に合わせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに、要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

#### エ 防災設備・物資・資機材等の整備

災害発生直後の食糧・飲料水等は、住民自らの家庭備蓄で対応できるよう事前の備えを推進するとともに、高齢者、乳幼児、傷病者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制の整備に努める。

#### オ 在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。

防災訓練では、地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練の実施に努める。

また、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者に対して、家庭における家財点検等の防災知識の普及を推進する。

#### カ 外国人対策

居住地の届出の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化に努める。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と早期帰国に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達環境整備や円滑な避難誘導體制の構築に努める。

#### キ 障害者の情報取得等に係る体制整備

県及び町は、障害の種類及び程度に応じて障害者が必要な情報を迅速かつ確実に取得することができ、また、緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実等に努める。

### (2) 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

#### ア 防災設備の整備

要配慮者が利用する社会福祉施設や病院等の施設の管理者は、施設の入所者等が要配慮者であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や発災後72時間の事業継続が可能となる非常用自動発電機等の整備や燃料の備蓄に努める。

#### **イ 組織体制の整備**

要配慮者利用施設の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等確立しておくものとする。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、日頃から、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

#### **ウ 緊急連絡体制等の整備**

要配慮者利用施設の管理者は、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

また、災害時には複数の手段を用いて気象情報などの情報収集に努める。

#### **エ 防災教育・防災訓練の充実**

要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を自主防災組織等と連携して定期的に行う。また、各種災害対応マニュアルの作成に努める。

#### **オ 具体的計画の作成**

要配慮者利用施設の管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む、上記ア項からエ項の事項を記載した非常災害対策計画を作成するものとする。

#### **カ 非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等の確認**

町は、要配慮者利用施設の非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等について定期的に確認するよう努める。

余 白